

## 千早赤阪村入札参加資格承継承認事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、千早赤阪村建設工事請負業者選定要綱(昭和56年千早赤阪村要綱第2号)第5条に規定する資格審査における承継承認の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併 商法(明治32年法律第48号)又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による合併
- (2) 新設分割 商法又は会社法の規定による新設分割
- (3) 吸収分割 商法又は会社法の規定による吸収分割
- (4) 営業譲渡 商法又は会社法の規定による営業の譲渡
- (5) 承継人 入札参加資格の承継を受けようとする者
- (6) 被承継人 承継人に対し入札参加資格を承継させる者

(承継の基本的要件)

第3条 入札参加資格の承継は、次の各号全てに該当する場合にのみ承認するものとする。

- (1) 当該承継を希望する入札参加資格に係る営業の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること。
- (2) 承継の承認を申請する時点において、承継人が当該承継を希望する入札参加資格に係る資格要件満たしていること。
- (3) 当該承継を希望する入札参加資格の資格要件について、法令の規定による許可又は登録(以下「許可等」という。)を受けていることが条件である場合には、営業の移転に際し、当該入札参加資格の被承継人の許可等の効力がなくなる以前において承継人が当該許可等を受けていること。

(承継の承認)

第4条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当し、別表1の承継欄に承認できると記載している場合は、入札参加資格の承継を承認できるものとする。

なお、有限会社から株式会社への組織変更は、登記事項証明書等によりそれ

が確認できる限りにおいて、個人から法人への組織変更は、個人がその営業を廃止し、その者が代表となって営業年度が連続する形で会社を設立して資格を承継することが確認できる限りにおいて、変更届で処理するものとする。

- (1) 合併により消滅する有資格業者の入札参加資格を合併により新たに設立する会社に承継する場合
- (2) 合併により消滅する有資格業者の入札参加資格を合併後存続する会社に承継する場合
- (3) 有資格業者の営業譲渡により営業を承継し、入札参加資格を承継する場合
- (4) 有資格業者の新設分割により設立された会社に承継する場合
- (5) 有資格業者の吸収分割により他の会社に承継する場合
- (6) 入札参加資格を有する個人が死亡し、2親等以内の相続人に資格を承継する場合

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に類するもので、村長が特に必要と認める場合は、承継を承認することができる。

(承継承認の条件)

第5条 前条第1項第3号から第5号に該当する場合は、被承継人が入札参加資格の辞退又は建設業の全業種廃止することを条件とする。

2 前項の入札参加資格の辞退は、被承継人が入札参加資格辞退届（様式第1号）を村長に提出することにより行う。

(承継の範囲)

第6条 承継できる範囲は、被承継人の入札参加資格の範囲内であり、承継後における承継人の資格は、本村が入札参加資格審査申請書提出時に付した条件の範囲内とする。

(承継承認の申請手続)

第7条 入札参加資格の承継承認を申請しようとする被承継人及び承継人は、入札参加資格承継承認申請書（様式第2号）に、別表2に掲げる必要書類を添付し提出しなければならない。

2 村長は、審査にあたり必要がある場合は、申請の理由・経緯等について説明を求め、確認資料の提出を求めることができる。

(承継承認の通知)

第8条 村長は、入札参加資格の承継を承認したときは、様式第3号により承継人に承継を承認した旨を通知するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

種類	ケース	イメージ図	承継	備考
第4条第1号	ケース1 (合併するものが全て入札参加資格業者の場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりCの格付をする。
	ケース2 (入札参加資格業者とそうでないものが合併する場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりCの格付をする。
第4条第2号	ケース1 (入札参加資格業者が入札参加資格業者を吸収合併する場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりBの格付を見直す。Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Bは従来のBの資格が継続する。
	ケース2 (入札参加資格業者でないものが入札参加資格業者を吸収合併する場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりBの格付をする。
	ケース3 (入札参加資格業者が入札参加資格業者でないものを吸収合併する場合)		×	
第4条第3号	ケース1 (入札参加資格業者から入札参加資格業者に資格を全部譲渡する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Bは従来のBの資格が継続する。
	ケース2 (入札参加資格業者から入札参加資格業者でないものに資格を全部譲渡する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。

第4条 第3号	ケース3 (入札参加資格業者から入札参加資格業者に資格の一部を譲渡する場合)	<p>※ (営業権等資格の一部)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合AとBは従来のAとBの資格が継続する。
	ケース4 (入札参加資格業者から入札参加資格業者でないものに資格の一部を譲渡する場合)	<p>※ (営業権等資格の一部)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合AとBは従来のAとBの資格が継続する。
	ケース5 (入札参加資格業者でないものから営業譲渡する場合)	<p>(営業権の一部を譲渡)</p>	×	
第4条 第4号	ケース1 (資格の全部を分割し新設する場合)	<p>(資格の全部を分割)</p>	承継 できる	建設業者における承継の場合は、分割時の経審によりBの格付をする。
	ケース2 (資格の一部を分割し新設する場合)	<p>※ (資格の一部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、分割時の経審によりBの格付を見直す。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Aは従来のAの資格が継続する。
第4条 第5号	ケース1 (入札参加資格業者から入札参加資格業者に資格の全部を分割し吸収する場合)	<p>(資格の全部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Bは従来のBの資格が継続する。

第4条 第5号	<p>ケース2 (入札参加資格業者から入札参加資格業者でないものに資格の全部を分割し吸収する場合)</p>	<p>(資格の全部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。
	<p>ケース3 (入札参加資格業者から入札参加資格業者に資格の一部を分割し吸収する場合)</p>	<p>(資格の一部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合AとBは従来のAとBの資格が継続する。
	<p>ケース4 (入札参加資格業者から入札参加資格業者でないものに資格の一部を分割し吸収する場合)</p>	<p>(資格の一部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。 ※Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Aは従来のAの資格が継続する。
	<p>ケース5 (入札参加資格業者でないものから分割し吸収する場合)</p>		×	
第4条 第6号	<p>ケース1 (入札資格を有する個人が死亡し相続する場合)</p>		承継 できる	建設業者における承継の場合は、相続時の経審によりBの格付をせず。Aの格付けとする。

別表 2

必要書類	説明	第4条 適用号数 別表1の ケース	1		2		3				4		5				6
			1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	1	2	3	4	1
入札参加資格承継承認申請書		承継人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建設業法3条の許可証明書(写)	通知書(写)でも可	承継人	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
登録若しくは許可又は資格証明書(写)	必要な業種のみ	承継人	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
経営事項審査結果通知書(写)	第1号～第5号は、合併、営業譲渡、分割時のもの	承継人	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
委任状	本社以外で取引する場合	承継人	○	○		○		○		○	○		○		○		
建設業許可申請書の別表(写)	本村と契約する営業所が記載されているもの	承継人	△	△		△		△		△	△		△		△		
使用印鑑届	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの	承継人	○	○		○		○		○	○		○		○		○
印鑑証明書(複写可)	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの	承継人	○	○		○		○		○	○		○		○		○
商業登記簿謄本(写)	全部事項証明書、合併、営業譲渡、分割後のもの	承継人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		被承継人					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	閉鎖事項全部証明書	被承継人	○	○	○	○											
納税証明書(国・府・村税)	被承継人の資格申請時と同一条件のもの	承継人		○		○		○		○			○		○		○
業者登録カード		承継人	△ ▲														
合併・営業譲渡・分割契約書(写)			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
分割計画書(写)		被承継人									○	○					
契約書・計画書を承認決議した株主総会議事録(写)		承継人						○	○	○	○			○	○	○	○
		被承継人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合併・営業譲渡・分割の説明図	資格内容と受付番号を記入する		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登録、許可又は資格等の廃業届	受付印のあるもの	被承継人	△ ▲														
入札参加辞退届		被承継人						○	○	○	○		○	○	○	○	
紙ファイル			○	○		○		○		○	○		○		○		
戸籍抄本又は除籍抄本		承継人															○
		被承継人															

○：共通      △：建設工事の場合      ▲：測量、建設コンサルタント等の場合

様式第1号（第5条関係）

入札参加資格辞退届

年 月 日

千早赤阪村長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

当社は、千早赤阪村（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・役務）入札参加資格を下記により辞退します。

記

1. 登録番号

2. 辞退理由

様式第2号（第7条関係）

入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

千早赤阪村長 様

(承継人) 所在地  
 商号又は名称  
 代表者職氏名 実印  
 (被承継人) 所在地  
 商号又は名称  
 代表者職氏名 実印

次のとおり、千早赤阪村（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・役務）入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

		被承継人	承継人
受付番号			
承継前の入札参加資格コード（番号）、種類（業種・種目）	希望1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
承継後の入札参加資格コード（番号）、種類（業種・種目）	希望1	/	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
承継理由 （該当する番号を○で囲む。）		1. 合併により消滅する会社の入札参加資格を合併により新たに設立する会社に承継するため。 2. 合併により消滅する会社の入札参加資格を合併後存続する会社に承継するため。 3. 営業譲渡により営業を承継し、入札参加資格を承継するため。 4. 新設分割により設立された会社に入札参加資格を承継するため。 5. 吸収合併により他の会社に入札参加資格を承継するため。 6. 入札参加資格を有する個人が死亡し、2親等以内の相続人に資格を承継するため。 7. その他（ ）	

